

★今号のTOPIC★ 相続シリーズ③ 遺留分(いりゅうぶん)を知ろう!

タスクニュースレターの相続シリーズも3回目となりました。今回のテーマは遺留分です。遺言書の作成や生前贈与をするにあたって、「遺留分」という制度に注意して手続を進めなければ、相続が開始した後に相続人どうしの争いにもなりかねない、ということをご存知でしょうか。遺留分とはどのような制度で、どのように注意しなければならないのかをぜひこの機会に知りましょう!

【遺留分制度とは】

被相続人(=亡くなった人)は、生前贈与や遺贈(遺言書による贈与)などによって自由に自分の財産を処分することができますが、すべての財産を処分してしまうと残された相続人(遺族)の生活の安定を保護できないという理由から、**一定の遺族に留めておくべき相続分を定めた**制度です。

「一定の遺族」

遺留分権利者と呼ばれ、被相続人の①配偶者 ②直系卑属(子や孫) ③直系尊属(父母や祖父母)のことを言い、兄弟姉妹は遺留分権利者になることができません。

「留めておくべき相続分」

遺留分権利者が上記の①のみ、②のみ、①+②、①+③のとき→遺されるべき遺産全体の2分の1
上記の③のみのとき→遺されるべき遺産全体の3分の1



これら全体の割合から、法定相続分の割合で個別的な遺留分の価額を算出します。

(例) 遺産全体 : 6000万円 相続人: 配偶者と子2人

遺留分総額: 6000万円 × 2分の1 = 3000万円

個別の価額: 配偶者 1500万円 (法定相続分 2分の1)

子1人あたり 750万円 (法定相続分 1人あたり 4分の1)

★遺留分よりも多くの財産を贈与等したときは違法になる?

いいえ。たとえ遺留分よりも多くの財産を特定の相続人や第三者に贈与等したとしても法律違反ではありません。ただし、「遺留分侵害(いりゅうぶんしんがい)」といって、遺留分権利者の遺産を受け取ることができる権利を奪うことになるので、遺留分を超えて相続や贈与を受けた人は、遺留分権利者から奪われた分の価額に相当する金銭を支払うよう要求されることがあります。これを、「遺留分侵害額請求」といいます。

なお、この遺留分侵害額請求は、遺留分権利者が相続の開始と遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、もしくは相続が開始した時から10年経過したときは時効によりすることができなくなります。

※ここがポイント※

かつての法律では、金銭・動産・不動産のいずれにかかわらず、侵害された「現物」を遺留分権利者に返還するように規定されていました。

そのため、遺留分返還後の動産や不動産は必ず共有しなければならなくなり、その後の売却のときなどにトラブルに発展しやすい状況でした。

2018年の改正民法において、**2019年7月1日以降に開始した相続で遺留分の返還を求められた場合は、「現物」ではなく「金銭」で解決することと定められ、共有者の間のトラブルが生じないよう対策が講じられています。**

★どんなとき、どんな点に注意が必要?

- ・推定相続人の一人に全財産を相続させたり、特定の人物にたくさんの財産の遺贈をする遺言書を作成するときは、なぜそのような遺言をするか「付言事項」でその理由を記載し、遺留分侵害額請求をしないよう希望する意思を表しておくのがいいでしょう。付言事項は、法的な効力はないものの、相続人どうしのトラブル防止に役立ちます。
- ・遺留分侵害額請求の対象となり得る人物が複数いる場合は、請求を受ける相手方(生前贈与や遺贈を受けた人)の順序を遺言で定めることが可能です。
- ・生前贈与をするときは、遺留分を侵害することにならないか、税理士などの専門家の協力を得ながら行うのがいいでしょう。

遺留分侵害額請求は遺された相続人の判断により行われるものですが、未然に防ぐ対策は必要です!



相続人どうしのトラブルはできるかぎり避けるようにしましょう

タスク司法書士法人では、遺言書・遺産分割協議書・法定相続情報の作成、不動産登記等の相続に関する業務を幅広く手掛けています。お気軽にお問合せください!

次号の予告TOPIC 保健医療機関の「指定日の遡及」について